省令

○環境省令第二十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号）及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の規定に基づき、並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律を実施するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則及び環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月十一日　環境大臣　浅尾慶一郎

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則及び環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（法第二条第七項の環境省令で定める銃器、網又はわな） **第二条**　法第二条第七項の環境省令で定める銃器、網又はわなは、それぞれ次に掲げるものとする。 一～三　（略） （狩猟鳥獣） **第三条**　法第二条第八項の環境省令で定める鳥獣は、別表第二に掲げる鳥獣とする。 （鳥獣の保護に支障がないと認められる行為） **第三十八条**　法第二十九条第七項の環境大臣の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。 一～三　（略） 四　令第三条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為 イ～ワ　（略） （特別保護地区における行為の許可申請等） **第三十九条**　法第二十九条第八項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。 一～五　（略） 六　行為の施行方法（令第三条各号に掲げる行為にあっては、その行為の方法） 七　（略） 2・3　（略） （危険鳥獣に類する鳥獣） **第四十一条の二**　令第四条第一項第三号の環境省令で定める鳥獣は、*Cervus nippon*（ニホンジカ）とする。 （緊急銃猟を実施する者の要件） **第四十一条の三**　令第四条第一項第四号の環境省令で定める射撃の技能は、射撃場における五回以上の射撃において、標的の中心から半径五・〇センチメートルの円内（ライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下のライフル銃を除く。）にあっては、標的の中心から半径二・五センチメートルの円内）に弾丸を全て命中させる技能又はこれと同等の技能とする。この場合においては、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のうその他これに類するものに依託する場合を含む。）は問わない。 2　令第四条第一項第四号の環境省令で定める講習は、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等に関する講習であって、五時間以上のものとする。	（法第二条第六項の環境省令で定める銃器、網又はわな） **第二条**　法第二条第六項の環境省令で定める銃器、網又はわなは、それぞれ次に掲げるものとする。 一～三　（略） （狩猟鳥獣） **第三条**　法第二条第七項の環境省令で定める鳥獣は、別表第二に掲げる鳥獣とする。 （鳥獣の保護に支障がないと認められる行為） **第三十八条**　法第二十九条第七項の環境大臣の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。 一～三　（略） 四　令第二条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為 イ～ワ　（略） （特別保護地区における行為の許可申請等） **第三十九条**　法第二十九条第八項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。 一～五　（略） 六　行為の施行方法（令第二条各号に掲げる行為にあっては、その行為の方法） 七　（略） 2・3　（略） （新設） （新設）